

仕様書

品 名 ロータリ除雪車 (2.2m/2、300t 級、装置幅 2.6m、オーガシャーピンレス装置、油圧チップバック、後輪ダブルタイヤ付)

概 要

この仕様書は、ロータリ除雪車(2.2m/2、300t 級、装置幅 2.6m、オーガシャーピンレス装置、油圧チップバック、後輪ダブルタイヤ付)に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は、「道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。)」に適合するものでなければならない。なお、排出ガスの規制についても保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については旭川市(以下「甲」という。)と物品供給人(以下「乙」という。)が協議の上決定するものとする。

1 性 能

(1) 最大除雪量 (JIS D6509 最大除雪量試験)	2,300t/h 以上
(2) 投雪距離	0~35m 以上
(3) 最大除雪幅	2,600mm
(4) 最大除雪高	1,700mm 以上
(5) 走行速度	40km/h 以上
(6) 最小回転半径 (最外輪中心)	8.0m 以下
(7) 登坂能力 ($\tan \theta$)	0.43 以上
(8) 最大安定傾斜角	35 度以上
(9) 騒音レベル (オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて)	85dB(A) 以下

2 主要諸元

(1) 全 長 (走行姿勢)	8,000mm 以下
(2) 全 幅 (除雪装置含む)	2,600mm
(除雪装置除く)	2,150mm 以下
(3) 全 高 (黄色灯火上端まで)	3,700mm 以下
(シュート最大伸長時)	4,300mm 以上
(4) 最低地上高	250mm 以上
(5) 車両総質量	15,800kg 以下
(6) 乗車定員	2 人

なお、「8 (2) 車両総質量に含まないもの」以外は、車両総質量に含むものとする。

3 車 体

(1) 機 関	
形 式	水冷、ディーゼル機関
最 高 出 力	180kw 以上
最 大 ト ル ク	1, 150Nm 以上
(2) 走 行 動 力 伝 達 装 置	
形 式	H S T 式
変 速 機	常時噛合式 (パワーシフト付) 前進・後進各 4 段以上
(3) 駆 動 形 式	総輪駆動式
(4) タイヤ (前後輪とも)	複輪 スパイクタイヤ
(5) 懸 架 装 置	後車軸又は前後車軸に緩衝懸架装置を有すること
(6) か じ 取 り 装 置	
形 式	油圧式車体屈折機構式
ハ ン ド ル 位 置	左側
(7) けん 引 力	49. 0kN 以上
(8) 運 転 室	
構 造	全鋼製密閉形
室 内 寸 法	定員乗車時に十分な空間を確保すること
窓	(前、後) 熱線入合わせガラス (側) 合わせガラス又は強化ガラス
ワ イ パ ー	(前、後) 電動式、スノーワイパーブレード付

4 除雪装置

(1) 形 式	ツーステージ型ロータリ装置
オ ー ガ	リボンスクリュー型
	幅×外径 2, 300mm 以上×1, 300mm 以上
チェーン噛込防止装置	不要
ブ ロ ヲ	遠心式
昇 降 装 置	油圧式、4 点支持平行リンク型
切刃最大地上高	300mm 以上
切刃最大切込深	100mm 以上
上 昇 速 度	120mm/s 以上
チルト装置	油圧式、支持枠中心旋回式又は昇降シリンダ差動式
チルト角度	左右各 5 度以下
チップバック装置	上部リンク伸縮油圧シリンダ式
傾 斜 角 度	3 度以上
ブ ロ ヲ ケ ー ス	油圧式、放出角可変型
放 出 角 度	右 35 度以上、左 60 度以上

シュート	油圧式、旋回・放出角可変、伸縮起倒型
旋回角度	340度以上
伸縮量	600mm以上
キャップ可動角度	120度以上
そり	除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること。

(2) 安全装置

シャーピン式安全装置	ブロー動力系にシャーピン式安全装置を設けること。
オーガシャーピンレス装置	オーガに過大な負荷や衝撃が生じた場合、油圧クラッチその他の方法により動力の伝達を遮断し除雪装置の破損を防止する構造とする。

なお、作業状態への復帰は運転室内からの操作又は除雪装置に設けたスイッチ等によるものとし、復帰時のオーガの誤作動を防止し安全性を考慮したものとする。

(3) オーガ空転防止装置 変速機連動式、油圧式推進軸制動

(4) 除雪装置操作方法 ジョイスティックレバーによる操作

5 油圧装置

油圧ポンプ（走行用）	走行用油圧モーターの駆動に必要な圧力・吐出量を発生すること。
油圧モーター（走行用）	走行性能の確保に必要なトルクを発生すること。
油圧ポンプ（装置用）	除雪装置及び舵取装置の作動に必要な圧力・吐出量を発生すること。
油圧シリンダ（複動式）	除雪装置、舵取り装置の作動に必要な個数、能力を有すること。
操作弁（スプール式）	装置の動作制御に必要な個数を有すること。

6 計器類

(1) 運行記録計（90Km/h 速度計、機関回転数記録、7日計）	1式
(2) アワーメータ	1式
(3) 油圧計又は油圧警告灯（走行用油圧回路補給用）	1式
(4) 油温計又は油温警告灯（走行用油圧回路用）	1式
(5) 水温計、燃料計、（空気圧計）	1式
(6) 充電警告灯	1式
(7) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式

7 照明装置類（保安基準により装備を義務付けられるものの外）

(1) 前部霧灯又は前部作業灯	2灯
(2) 前方、後方作業灯	各1灯以上
(3) 黄色灯火（散光式）	（前）幅 500mm 以上 1式
	（後）幅 1,100mm 以上 1式
(4) 大型後部反射器	1式
(5) 後部方向指示器、尾灯、制動灯熱線入りカバー	1式

(6) ルーフ作業灯

1 式

8 付属装置及び付属品

(1) 車両総質量に含むもの

ア	雪切り板 (左右高さ 2,400mm 以上)	1 式
イ	バックブザー (後方 1m において、音圧 80dB(A) 以上)	1 式
ウ	カーヒータ (温水式、デフロスタ付)	1 式
エ	ウインドウォッシャー (前面ガラス、電動式)	1 式
オ	非常用信号具 (発炎筒 1、赤旗 1)	1 式
カ	アンダーミラー (前、側、後)	1 式
キ	消火器 (A B C 粉末、1.8 kg 以上)	1 式
ク	標識板 (300×570mm 程度、車体後部取付)	1 式
ケ	バックモニター (ディスプレイ 7 インチ以上、カメラ 100 万画素以上、熱線入りカバー)	1 式

(2) 車両総質量に含まないもの

ア	標準付属工具 (簡素化型)	1 式
イ	予備シャーピン	10 本以上
ウ	予備スノーワイパーブレード	1 式
エ	取扱説明書	1 部
オ	履歴簿	1 部

(3) その他の付属品等

ア	後輪ノンスピンドルフ	1 式
イ	アンダーミラー追加 (合計設置箇所：前右 1、側左右各 1、後 1)	1 式
ウ	大型サイドミラー追加 (設置箇所：側右 1)	1 式

9 塗 装

塗装及び標識等に関する仕様書による。

10 検 査

乙は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに適当な作業を行って全般的な機能及び各装置の検査をする。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

11 保 証

納入後 1 年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議の上、乙に無償修理を行わせることがある。

12 その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火（以下「灯火等」という。）の取付方法は、次のとおりとする。

ア 灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分含む。）」に準じるものとする。

イ 灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(4) 緩和申請等

本履行に当たり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が代行するものとする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

(5) 自動車損害賠償責任保険料については、別途とする。

13 納期及び納入場所、納入台数

納入期限 令和8年3月31日（火）

納入場所 旭川市東旭川町下兵村6番地の2（旭川市土木事業所敷地内）

納入台数 本仕様書によるロータリ除雪車1台

14 入札金額内訳書の提出について

別紙（入札金額内訳書）を提出すること

塗装及び標識等の標示に関する仕様書

この仕様書は、旭川市が購入する建設機械の塗装及び標識等の表示に関し共通して適用する。

ここに明記されていない箇所については、旭川市と物品供給人が協議の上、適宜その方法を定めるものとする。

1 塗装仕様

(1) 前処理

第1種ケレンに相当する脱錆、アルカリ洗剤、溶剤等による洗浄脱脂を行う。

(2) 表面処理及び下塗り

前処理後直ちに皮膜化成又はプライマによる表面処理を行う。皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。プライマは1～2回塗りとする。高温部においては耐熱プライマとする。

(3) パテ修正及び中塗り

パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥した後、水研ぎを行いプライマを1～2回塗る。サーフェサは塗装系に応じて1～2回塗るものとする。

(4) 仕上げ塗装

フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗料を2～4回塗りとし、機械内部及び下面については1～2回塗りとする。高温部は300℃～600℃の耐熱塗料を1～2回塗るものとする。

2 塗色

(1) 上塗装（スチールで作成された機械外面とする。）

日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（2021年L版）色番号「K17-70X」とする。

なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。

(2) 運転室内面

夜間作業時に照明等による幻惑の無いように暗色系の塗色を標準とする。

3 表示文字

表示する文字は、特に指定する場合を除き、丸ゴシック体で白色又は黒色とする。

4 バンパ等の塗色

車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、別図-1示す赤白縞の塗色を行うものとし、車体後部の赤色部分は反射塗料若しくは反射テープを使用するものとする。

5 除雪装置の塗色

除雪装置のブレード前面は赤色に塗装するものとし、日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（2021年L版）色番号「K07-40X」の塗色を標準とする。

なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。

6 事業名の表示

事業名の表示内容は別図-2に示すとおりとし、表示位置は車体両側面の適当な位置に明示するものとする。

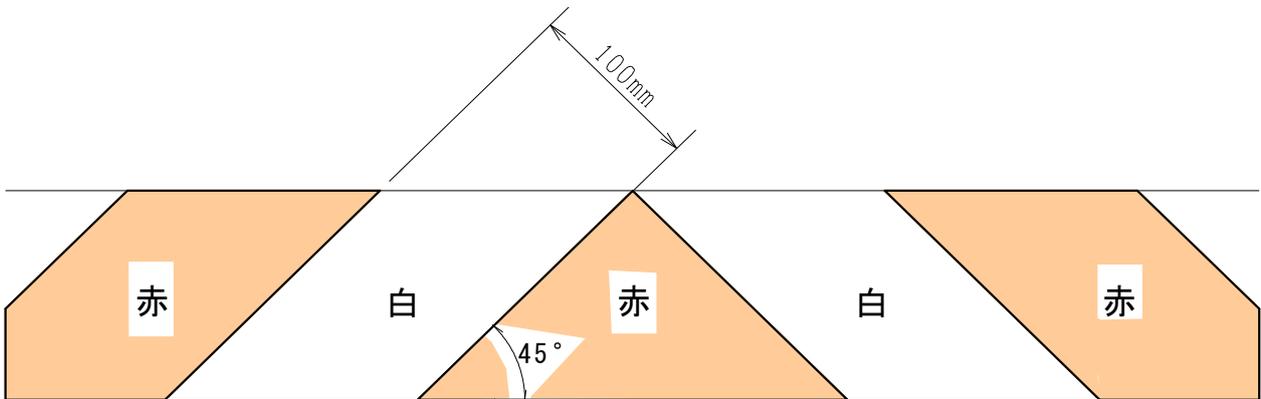
7 「旭川市」の表示

「旭川市」の表示は、機械の大きさ、形状等を考慮の上、車体両側面（車体形状によっては前面・後面）になるべく大きく表示するものとする。

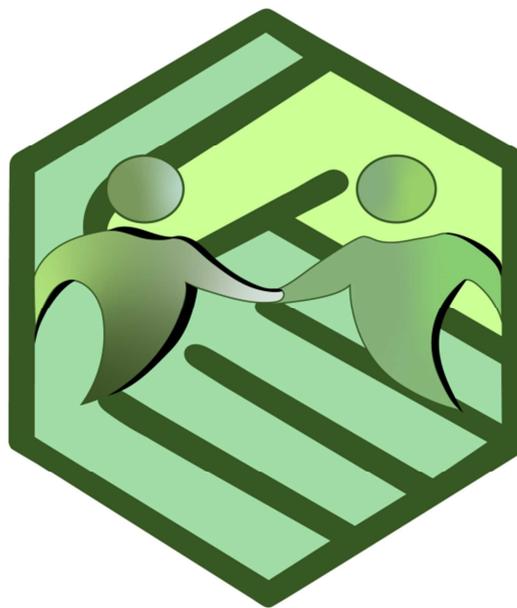
8 法令等に基づく表示

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条等、関係法令の規定により表示する必要があるものは、必要事項を指定された方法で表示するものとする。

別図－1



別図－2



防 衛 省

〔 令和7年度
民政安定助成事業 〕

入札金額内訳書

(単位:円)

契約件名	建設機械の売買契約	ロータリ除雪車 2.2m/2,300t(装置幅2.6m)(シャープinless)				
	納入車管理番号					
項目	規格	数量	単位	金額	備考	振分
公共標準仕様	本体(排ガス対策含)	1	式			公
	2.6m幅ロータリ装置	1	式			公
	オーガチェーン嚙込防止装置(装備無)	1	式			公
	雪切板	1	式			公
	ルーフ作業灯	1	式			公
	スパイクタイヤ(差額)	1	式			公
	前面熱線ガラス	1	式			公
	シャープinless装置	1	式			公
	油圧チップバック	1	式			公
	後輪ダブルタイヤ	1	式			公
	リア熱線ガラス	1	式			公
	熱線テールランプ	1	式			公
	消火器、赤旗、発煙筒等備品	1	式			公
	小計					
付加仕様	後輪ノンスピンドフ	1	式			単
	アンダーミラー追加	1	式			単
	大型サイドミラー追加	1	式			単
	予備スノーワイパーブレード	1	式			単
	バックモニター(熱線入りカバー付)	1	式			単
	小計					
合計(a)						
輸送費(b)						
合計(a+b)						

※各項目の金額は消費税及び地方消費税相当額込み

住 所

商号又は
名 称

代 表 者 名
氏 名

印

※代表者印は必ず押印すること。